

第 61 回 男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会 議 事 録

(開催要領)

1 日 時 平成 23 年 12 月 15 日 (木) 10 : 30 ~ 12 : 30

2 場 所 中央合同庁舎第 4 号館共用第 108 会議室

3 出席者

会長	辻村 みよ子	東北大学大学院教授
委員	小木曾 綾	中央大学大学院教授
同	木村 光江	首都大学東京教授
同	竹信 三恵子	和光大学教授
同	種部 恭子	女性クリニック W e 富山院長
同	根本 崇	野田市市長
同	林 陽子	弁護士
同	番 敦子	弁護士
同	平川 和子	東京フェミニストセラピィセンター所長

(議事次第)

1 開会

2 有識者等からのヒアリング及び意見交換

(1) 宮園久栄氏「強姦罪見直しに係る論点ごとの現状と検討の方向性」

(2) 法務省「強姦罪の見直しなど性犯罪に関する罰則の在り方の検討について」

3 閉会

(配布資料)

1 - 1 「女性に対する暴力に関する専門調査会(第 61 回)における検討事項について」(内閣府)

1 - 2 「『強姦罪』に関する男女共同参画の視点からの記述」(内閣府)

2 - 1 「諸外国の性犯罪規定」(宮園 久栄 氏)

2 - 2 関連資料(宮園 久栄 氏)

2 - 3 「強姦罪見直しに係る論点ごとの現状と検討の方向性」(宮園 久栄 氏)

3 - 1 「強姦罪の見直しなど性犯罪に関する罰則の在り方の検討について」(法務省)

3 - 2 関連資料(法務省)

4 第 60 回「女性に対する暴力に関する専門調査会」議事録

(議事録)

○辻村会長 それでは、ただいまより「第 61 回女性に対する暴力に関する専門調査会」を開

催させていただきます。

本日は、有識者の方1名、それから法務省の担当者の方から、それぞれ取組と課題について御説明いただいた後で意見交換を行いたいと思います。

このヒアリングに先立ちまして、事務局から今回の会合において議論していただくための資料についての説明を行わせていただきます。よろしくお願いします。

○原暴力対策推進室長 最初に事務局より、本日の専門調査会における検討事項について説明させていただきます。資料1－1を御覧ください。

本調査会におきましては、本年7月29日に開催された男女共同参画会議において、今後の専門調査会における取組事項として、性犯罪への対策など、女性に対する暴力の根絶に向けた更なる取組について検討を行うと決定されたことを踏まえ、検討を進めております。具体的には、性犯罪への対策の推進に関わる事項について幅広くヒアリングを行い、課題を整理するとともに、男女共同参画社会の形成を促進する観点から、今後の取組の方向性を検討し、来年夏ごろを目途に取りまとめることを予定しております。

本日の専門調査会におきましては、昨年12月に閣議決定された第3次男女共同参画基本計画に具体的施策として盛り込まれた「強姦罪の見直し（非親告罪化、性交同意年齢の引き上げ、構成要件の見直し等）など性犯罪に関する罰則の在り方を検討する」という事項について、今後の具体的検討を進めるための議論をお願いしたいと考えております。

本日、時間も限られております。議論が拡散しないように、第3次男女共同参画基本計画の記述について、改めて説明します。資料の中ほどにある検討の経緯を御覧ください。

基本計画の検討過程におきましては、当初、事務局から論点を挙げておりました。法定刑の引き上げ、同意年齢の引き上げ、非親告罪化、近親姦の加重規定創設。当初、この4つが論点として挙げられ、その後、起草ワーキング等で議論を進め、最終的に昨年7月の男女共同参画会議の答申では、非親告罪化、性交同意年齢の引き上げ、構成要件の見直し等が明記され、残りの2つについては「等」で括られております。それがそのまま基本計画として盛り込まれております。

また、基本計画では「強姦罪の見直しなど」となっておりますけれども、「など」につきましましては、強制わいせつ罪や強姦致死傷罪など、強姦罪に密接に関連する性犯罪の規定に影響を与える場合に、それらの規定も含めた検討が必要になるとの趣旨で「など」を付しているものです。

本日は、性犯罪に関する罰則の在り方の検討として、5つの事項について、東洋学園大学の宮園先生、また法務省から説明いただき、議論を深めていただきたいと思いますと考えております。

資料1－2につきましましては、過去の本専門調査会の報告や男女共同参画審議会の答申等の中で、強姦罪について、これまでどのような記述がなされているかについてまとめたものです。

本日は、これらの資料を参考にしていただきながら御議論いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○辻村会長 どうもありがとうございました。本日の方針並びに資料については、以上のとおりでございますので、早速御報告をいただきたいと思います。

○根本委員 1点だけ確認させていただきたい。

○辻村会長 どうぞ。

○根本委員 今の 22 年 12 月 17 日の記述、第 9 分野の 3 のアの①と、真ん中に第 2 次計画のフォローアップ結果等を踏まえた論点というものがあって、その下に（１）と（２）と 2 つあるわけですが、（１）に書いてあることは「等」でくくりましたと書いてありますね。今、説明ありました。この「等」でくくったというのは、単なる文章表現上として、そういうふうにくくったのか、それとも、それについては意見が合わないものをまとめた形にしたのか、その点だけ確認させていただきたいと思います。

○原暴力対策推進室長 その点につきましては、議論の過程で、最初に出ておりました法定刑の引き上げ、同意年齢の引き上げ、非親告罪化、近親姦の加重規定の創設、あと構成要件の見直しというものも加えて、5 つ議論が進められて、最後にどの項目を明記するかということで、3 点明記されたという経緯になっております。

○根本委員 ということは、その点については、この計画をつくるに当たっての合意があった上で、この「等」の中にはこういうものが入っているのだよということを確認した上でなされているのか。それとも、その点については、あいまいもことしなないと閣議が決定できないということで、こうしたのか。その辺をちょっと確認させていただきたいのです。

○原暴力対策推進室長 特に計画として具体的に明記するのは、この 3 点であるということで、その 2 つが「等」であるということまでの合意はなかったと承知しております。

○根本委員 ということは、ある意味では妥協の産物として、こういう形になってしまったと理解してよろしいですね。

○辻村会長 閣議決定する計画として、具体的内容を幾つ羅列するかということがあります。勿論問題はたくさんあるのですけれども、代表的なものを 3 つ書いて、あとは「等」ということでのコンセンサスといいますか、そこにどういうものが含まれるかということは、議論では勿論出てきておりました。

○根本委員 議論で出ているということは、ここに出ているからわかっているのですが、それがなぜ「等」になったのかといったときに、皆さん、閣議了解の上でそうなったのか、それともその点については異論があったり、まとまらないから「等」というあいまいもことした表現にしたのか。その点について、当時の 22 年 12 月時点といいますと、昨年の今ごろですから、政治的にも非常に難しかった時期かなと思っていますので、そこだけ確認させていただこうと思いました。

○岡島局長 その当時のワーキンググループの議論ですので、きちんとした議事録もございませんので、若干記憶になりますが。

○根本委員 閣議です。

○岡島局長 閣議決定につきましては、こういう形になったのはなぜかといいますと、閣議決定全体にいろいろなものが入っております。そういう中で、この部分だけ余りにいろいろなものを入れておくというのは、全体の並びも悪いということもございまして、非常に羅列的にするのはいかがなものかというのはございました。そういう中で、どれを例示として出すかということで、この 3 つを出すということになっております。

ここに書いてございますように、この「等」につきましては、法定刑の引き上げとか加重処罰を意味するということにつきましては、合意といいますか、コンセンサスは得られていると

いう理解でございます。

○辻村会長 では、そのような了解で進めたいと思います。「等」の中に書かれていることの内容については、コンセンサスを得られているということでございますから、私どもの議論では、勿論論点に加えていくということでございます。

それでは、最初に「強姦罪見直しに係る論点ごとの現状と検討の方向性について」、東洋学園大学の宮園久栄教授からお願いいたします。40分程度と限られております。すでに少し時間が超過しておりますので、時間内で御報告をよろしくお願い申し上げます。

○宮園氏 ただいま御紹介にあずかりました東洋学園大学の宮園でございます。刑事政策、犯罪学を主に専門に研究しております。このたび、このように論点がたくさんございますので、非常に雑駁な議論になってしまうかもしれませんが、よろしくお願い申し上げます。それでは、配付資料に沿ってお話をさせていただきます。

今回、このお役目を引き受けさせていただくに当たって、なぜ強姦罪の見直しが必要なのか、を明らかにするために、まずは、我が国の強姦罪の問題点を顕在化させることが必要であろうと考えました。そこで、諸外国の状況との比較、そして、強姦罪の実態の把握、これらのことを通して、我が国の強姦罪が抱える問題点を顕在化させ、それを踏まえ今後の方向性について検討を行っていきたいと思います。

まず第1に、法定刑の引き上げについて、お話させていただきたいと思います。

皆さん御存じのとおり、強姦罪の法定刑は2004年において制定され、2005年に施行された凶悪・重大犯罪に対する刑法の一部改正の中で、下限が2年だったものが3年に引き上げられました。そもそもこの改正は、強姦罪の法定の引き上げに端を発したものと言ってもよく、強姦罪の法定刑の引き上げは一つの目玉と言ってもよいものでした。

事務当局の説明によれば、その目的は、強姦の評価の格上げ、法的格上げにある。すなわち、現在の強姦罪の法定刑の下限が2年というのは、現在の女性の性的自由の評価が軽過ぎる。暴力的性犯罪に関する現在の国民の正義感に合致していないとの批判があり、こうした国民の正義観念の変化に対応するため、法定刑の引き上げによって評価の格上げ、法的格上げを示すべきである、というものでした。

その結果、強姦罪の下限は2年から3年に引き上げられましたものの、当初の比較の対象でありました強盗罪の下限は5年のままであり、依然、強姦罪との法定刑のアンバランスは存在したままでということになりました。そうした背景がございまして、今また、こうした法定刑の引き上げという議論が登場しているものと推察されます。

2004年の改正の内容については、そちらの表にまとめてありますので、御参照ください。

さて、ここで法定刑の引き上げは必要なのかということを考えていきたいと思います。被害の重大性を考えると、いまだ刑罰は軽過ぎる。強盗罪とのアンバランスはいまだ解消していない。確かにこうした状況を解消し、被害の重大性を正當に評価すべきだという議論は、今もなお続いており、そうしてその指摘は当を得ていると言っているでしょう。

女性の性的自由の評価の格上げ、法的格上げは、勿論必要であると思います。しかし、法定刑の引き上げによって被害の重大性の評価を高めることにつながるのでしょうか。あるいは、法定刑の法的格上げということが性的自由の評価の格上げということにつながるのでしょうか。以下では、法定刑が引き上げられました2004年改正後の動向について、見ていこうと思いま

す。

①を御覧くださいませ。ここ数年、認知件数、検挙件数、検挙人員は、ともに減ってきております。これは、法定刑引き上げの効果なのでしょうか。あるいは、強姦の件数そのものが減ってきたのでしょうか。恐らく、皆さんこの強姦を行わなくなったという意見に賛成なさる方はいらっしゃるのではないかと思います。

そして、②を見ますと、青の線の検挙率は上がっておりますが、これに対して起訴率というものは、分かれる形で下がっております。刑法犯全体の犯罪そのものの件数も下がっておりますので、そこで③の強姦の被害件数、被害率の推移も見てみますと、強姦の場合には、女性のみが被害者ですが、被害率それ自体もまた同様に下がっているという現状がございます。

さて、④は警察庁の統計でございまして、強姦罪認知についてその端緒別の推移をあらわしたものです。一番下が告訴、その次の上のものが被害者・被害関係者からの届け出、そして第三者からの届け出、警察活動、その他という順番になっております。これを見て明らかにわかることは、被害者の被害届による割合が非常に増えているということであります。

とりわけ⑤はその割合別の推移を示したものですけれども、青の部分、被害者等からによる届け出の割合が非常に増加しているということがわかりいただけるのではないかと思います。

⑥は、検察段階における起訴及び不起訴になった理由別件数の推移でございます。告訴等の欠如、無効、取り消し、嫌疑不十分の件数は増加傾向にありますが、中でも嫌疑不十分で処理される割合は上昇、これに対し、起訴猶予の割合は減少してきておりますのが看取できるかと思います。また、赤の折れ線で示したものが起訴率でございます。この起訴率も、今はもう 50% ないような状態になっております。

これをまた割合で示したものが⑦でございます。嫌疑不十分の割合が増えてきていることは、よくわかりいただけるのではないのでしょうか。そして、告訴の取り消しも若干増えてきているのは気になるところであります。起訴率は 2005 年以降、下降の一途をたどっております。

そして、⑧は裁判所の対応、科刑状況についてあらわしたものが、このグラフです。これによりますと、厳罰化傾向にあることが見て取れます。

かつて多かった刑期 2 年の割合が今は減り、刑期 5 年の割合が最も多く、刑期 7 年の割合も増えております。2009 年はいませんが、無期や刑期が 20 年以上の者も、わずかながらですが、おります。実刑率も法定刑が引き上げられる前の 2004 年は 78.8% でしたが、2009 年は 88.2% となっています。このように、明らかに強姦罪は厳罰化の傾向を示しているということがわかりいただけると思います。

さて、簡単に 2004 年に法改正されまして、2005 年に施行されました法定刑の引き上げ後の状況についてみてまいりました。以上のことから、次のようなことが指摘できるのではないのでしょうか。

警察等の対応の変化、ビデオリンク式による証人尋問や遮へい措置を定めた被害者保護 2 法の周知、DV 法などの影響により、強姦に対する人々の意識や社会の対応の変化を促したこと、また一方で法廷においては、PTSD や強姦被害を受けた被害者の心身状況について証言されることも増え、裁判官の強姦被害に対する認識というものが変わってきた、といったことが考えられます。

こうした変化が生じた背景には、グラフの①で挙げましたけれども、強姦罪に関連するいろ

いような施策の積み重ねがあることはいうまでもありません。たとえば、大きなきっかけとなりましたのは、95 年 9 月に起きました沖縄少女暴行事件、96 年には警察署に性犯罪捜査官というものが設置されております。1999 年には、女性・子どもを守る施策、警察庁の通達が出ておりますし、このときには児童買春、ポルノ法というのもできております。2000 年には被害者保護 2 法ができ、告訴期間の撤廃が決められ、児童虐待防止法、ストーカー規制法、それから DV 法の成立等、です。こうした一連の施策が、刑事司法関係者の対応を変え、人々の意識を変えていったのだと思われます。

そして、こうしたことが、恐らくは今まで被害届を出すことを渋っていた女性たちを後押しし、強姦罪の被害届を出す女性が増えるようになったのではないかと思います。そして、法廷においても PTSD の問題が取り上げられたり、証言をする被害者が増えたりした結果、裁判官の認識も変わってきたということが言えるのでしょうか。

しかし、一方で、次のような現象が見られます。すなわち、嫌疑不十分の割合が増加し、起訴率が低下しているという現象です。これは何を意味しているのでしょうか。ここで考えられるのは、法定刑の引き上げにより、強姦の認定のハードルが上がってしまったのではないかと、ということです。つまり、刑罰が重くなったことにより、見知らぬ人からだったり、いわゆる落ち度のないケースイコール強姦とみなされることが増えてきているのではないかと。そして、一たび強姦だと認められ、起訴されれば刑罰は重罰が科せられる。まさに強姦の選別化という現象が起こっているように思われるのです。

次にございますグラフ⑩、⑪、あとパワーポイントになっている方も御覧いただくといいかと思ひます。誰からどこでというところす。これは、NGO 団体の東京強姦救援センターの電話相談の結果をまとめたものです。これによれば、強姦が顔見知りによって屋内で行われているケースが圧倒的に多いという結果を示しています。

同じことを犯罪白書の方で見てみたいと思ひます。「誰からどこで」のパワーポイントの方のグラフですが、同じ内容に関する警察庁のデータでござひます。警察庁によれば、6 割弱が面識なしの人から、そして場所も約半数は屋内で起っているものの、屋外で被害に遭った人が相当数いることがおわかりいただけると思ひます。

今までの犯罪白書では、だれからと、場所が掲載されていたのですが、今回の平成 22 年の白書では漏れてしまひますので、警察庁から統計を持ってきました。それが円グラフです。このように、同じ強姦罪でありながら、こうした違いが出てくるのはどうしてなのでしょう。

また、1996 年のデータで、少し古いのですが、これは民間団体の性暴力被害研究会というところが実施したデータであります。パーセンテージで示しているものです。このデータも、やはり面識のある人の割合が高いという結果を示しています。

この調査結果は、更に興味深い結果を示しています。警察への届け出と加害者との関係に着目した場合、届け出なかったと答えた 67.3%が、面識があつた相手であつたケースであり、13.1%は親族という結果であつたのです。つまり、加害者が顔見知りの場合には、その大半が警察に被害届を出さず、加害者が見知らぬ人の場合に被害届を出す割合が高くなるという事実を、このデータは示しております。

確かに NGO と警察庁の統計では、勿論定義が異なります。それゆえ、これらを単純に比較することは妥当ではないという意見もあるでしょう。しかし、まさにこの点にこそ、今回、検

討すべき問題があるのではないのでしょうか。つまり、被害者側と処罰する側との間には、強姦に対する認識にずれがあるのではないかということです。警察段階における被害届の増加と、検察段階における嫌疑不十分の増加、加害者が顔見知りか否かによって被害届を出す割合が異なるという調査結果は、まさにこのずれを端的に示しているものではないのでしょうか。

また、法廷において PTSD や強姦被害を受けた被害者の心身状況について証言されることが増え、強姦によって精神的に大きなダメージを受けることの理解は深まってきたように思います。それによって、裁判官の強姦に対する認識は随分変わってきたのかもしれない。

確かに、量刑も重罰化傾向を示すようになってきています。しかし、既に見たように、そこで審理されている被害者というのは、主に見知らぬ人によって屋外で被害に遭ったケースである割合が、恐らくは高いのではないかということなのです。法定刑の引き上げによって重罰が科せられるようになったということは、警察、検察、裁判と刑事司法手続きが進むにつれ、ふるいにかけて、選別された被害者のみが、つまり警察、検察、裁判で言うところの強姦と認知された強姦における正しい被害者と認定されるケースのみが、裁判によって厳しく罰せられるようになったのではないか。

その結果、顔見知り、とりわけ夫や恋人、友人等によって強姦された被害者は、ますます強姦という枠組みの外に追いやられることになってしまっているのではないのでしょうか。それは、決して女性の人権を高めることにはならないですし、強姦の被害を受けている女性の救済にもつながらないでしょう。それは、強姦の被害者の声を反映したものということにはなっていないのではないかと思います。

以上のような理由から、私は下限の法廷刑の引き上げに関しては反対の立場をとっております。でも、勿論このままでよいと思っているわけではありません。では、どのように考えていったらよいのでしょうか。

○辻村会長 すみません、あと 10 分少しでお願いします。

○宮園氏 あと 10 分ですか。

諸外国のデータを御覧ください。イギリスの場合ですと、裁量的終身刑、フランスは 20 年以下の拘禁刑になっています。そして、ドイツの項目を見ていただきたいのですが、女性の自己決定権という独立した章が刑法の中にございます。もし、今回の法定刑の引き上げというのが重大な人権侵害であるというメッセージを強調する点にあるとするならば、ドイツのように性的自己決定権に対する章を設け、そこに性犯罪を処罰する規定を置くのはどうでしょうか。

2009 年国連女性差別撤廃委員会からも強姦を秩序道徳に反する犯罪としてまだとらえていることを脱し、女性の権利も身体も安全への犯罪であることを明記することという勧告も出ておりますし、検討してもよいのではないかと思います。財産や自由と並んで、女性の自己決定権は重要な権利であるというメッセージを伝えることは、むしろこうした形の方が可能なのかもしれません。

次に、構成要件の見直しについて考えていきたいと思います。そこで、どのような方向性で改正を行っていったらよいのか、すでに法改正に取り組んでいる諸外国の例を比較しながら考えていきたいと思います。

その前に諸外国の実態を見てみましょう。なぜこの 3 つの国を取り上げたかという、一番の理由は日本語の文献があったからなのですけれども、フランスの場合は、女性の人権が高い

国とされています。2003年、イギリスは性犯罪法の大きな改正が行われました。また、ドイツは1990年代より、性犯罪についてはいろいろな形でたびたび改正を行っております。以上のような理由から参考になるかと思いこの3か国を例に選びました。さて、いずれの国も日本よりも高い認知件数を示しております。2004年、フランスは1万506件、イギリスは1万2,903件、ドイツ6,000件、日本の2,176件と比べますと、非常に多い形になっていると思います。これらの国々が、単純に我が国より強姦の件数が多いことを意味しているわけではありません。これらの国々は、実は法改正を通して、強姦事件の暗数を減らし、認知件数を引き上げていくことを目的としていたのです。

すなわち、各国は、強姦罪を適正に処罰し、被害者の救済を図っていくためには、事件の顕在化こそが何より必要であるという点で、いずれの国も共通しております。特に、親密な間柄や顔見知り、未成年を被害者とする事案は、潜在化しやすいという認識に立って、これをいかに顕在化し、適正に処罰していくかという観点から、構成要件の見直しや法改正が行われているといっても過言ではないでしょう。そして、まさにこうした取組は模索中であり、完璧とは言えないまでも、そのことがこうした認知件数の増加につながっていると言えるのではないかと思います。

さて、この3か国の共通のポイントは、以下のとおりです。

まず、強姦の定義の見直しであります。第2点目が児童、弱者の保護であります。第3点目が職業上の権限を有する者、あるいはその権限を乱用することによって行った行為、あるいは親が子にふるった行為のように、一見暴力も脅迫もないような場合をどうやって顕在化していくことができるかということでありました。

まず、強姦の定義ですが、いずれの国も、強姦、イコール性器の膣への挿入という我が国のような定義ではなくなっております。被害者の尊厳を傷付けるという観点から、肛門、口、身体への挿入を行ったり、行わせたりすることも強姦類似行為として強姦と位置付けています。いわゆる日本で言うところの強制わいせつに当たるようなものも、この強姦の中に入ることになります。そして、この結果、ジェンダーニュートラル化されることにもなります。さらに、同性間での強姦も成立可能となります。我が国においてもまず取り組むべきことは、強姦の定義をどうするかということであると思います。

ただ、ジェンダーニュートラル化することがいいとは直ちに言えないことも、また事実であります。実はスイスの例では、法改正、ニュートラル化が行われつつも、強姦罪は女性の被害者としていまだ位置付けられているようです。やはり妊娠という可能性がある以上、強姦を女性にするということのメッセージ性、象徴的な意味はあるのではないかということも言われているところ です。

ただ、その場合に、強姦罪と同じように、日本の場合ですと、いわゆる強姦罪より軽いという形で強制わいせつが位置づけられておりますけれども、それを同じような形で引き上げていくことが、ジェンダーニュートラル化をとらずに、女性のみを強姦被害者とする形での方向性ではないかと思われます。

第2に、児童・被害者の保護が鮮明化されています。これは、もう一つの権限のある場合の強姦を法定刑化していくこととつながることでもあります。尊属や権限を行使できる立場にある者によって行われる場合は、加重される。被害者が同意年齢に達していない場合、同意が

なかったことを要件としなかったり、年齢の認識を必要としないなどの規定も設けています。

第3に、強姦は合意の有無、内心の問題をどう立証していくかということが難しい問題であります。とりわけ疑わしきは被告人の利益にという大原則がある以上、実際には目に見えない圧力があつたとしても、明示的な暴行や脅迫がない場合には、有罪を獲得することはなかなか難しいです。

では、この問題について、各国はどのような対応をとっているのでしょうか。強姦は、意に沿わない性行為、すなわち内心の問題を判断していくのがポイントとなります。この点については法の中にできるだけ類型化し、更にその一つの行為類型を細分化し、基本となる行為類型に加重していくという形をとることによって克服しようという試みがなされています。つまり、想定され得る状況を条文の中に取り込むことを試んでいます。そして、その客観的状況が立証された場合には、被告人側に合意の立証責任を負わせるという形をとっている場合もあります。

例えばイギリスでは、被害者が誘拐された場合と、同意を与えていない可能性が高い場合で性的行為が行われた場合は、被告人が同意したことを立証するようにすべきとしています。つまり、一定の客観的な条件がそろった場合には、被告人が性的行為の同意があつたことの立証責任を負わなければならないという形をとっているのです。このように、各国の法改正に共通することは、強姦罪における暴行・脅迫が非常に厳格に解釈され、被害者の同意が容易に認められやすい点の改善にあります。

翻って、我が国の場合はどうでしょうか。暴行・脅迫という行為態様が強調され、被害者の意に反するという本質的な側面が軽視されているように思われます。暴行・脅迫については、供述の信用性の判断が重視され、暴行・脅迫の有無が合意の有無の推定と結びつき、これらが経験則によって推定される傾向があります。

つい先だって、7月にも強姦罪に関する最高裁の判決が出ました。2006年当時18歳だった女性を強姦したといって強姦罪に問われていた53歳の男に、懲役4年という実刑が出ていた1、2審の判決を破棄し、無罪とする判決が出たのです。路上を歩いていて、通りすがりの男性から突然「ついてこないと殺すぞ」と声をかけられ、近くのビルの踊り場に連れて行かれ、そこで強姦されたと被害女性が主張したのですが、被告人はお金を渡し、性的行為を頼んで同意の上でやったのだと主張したのです。

被害女性はついてこないと言われ、気が動転して、とりあえず後をついていったと主張したのですが、女性が声をかけられた場所は人通りもあり、大声を出せばよかった、近くに交番もあったために、助けを求めなかった点が不自然と指摘され、1、2審は経験則に照らして不合理で、犯罪の証明が必要と結論づけられたのです。最高裁が事実の誤りを理由に無実を言い渡すことは、非常に異例だと言われております。

ここで問題となっているのは、被害者の供述の信用性の判断です。通説・判例の立場では、最狭義の暴行が必要とされ、反抗を著しくするほどの困難な程度のもでなければならないとされます。しかし、文言上、暴行・脅迫の直接的な行使によらない心理的な圧迫による被害者の抵抗の抑圧は、処罰の対象にはなりません。

こうした通説・判例の立場は、恐怖は突然のことで金縛り状態となった被害者が、抵抗することが困難であるということではまれではないでしょう。しかも、この年齢において被害者の少女は18歳であり、被告人は53歳であり、大きな年齢差もあります。しかし、こうしたことは

ほとんど考慮されず、また被害を受けた後、女性がコンビニでお買い物をしているという日常的な行為を行っているということも不自然だと言われています。

ただ、今回の事案では、この判決には少数意見が付いておりまして、被害者が抵抗できないケースも多く、1、2審は不合理とは言えないという反対意見も付いているのが救いですが。まさに諸外国は、こうした事案に関して、どうやって顕在化し処罰していったらいいのかということを急務の課題として法改正に取り組んでいたものであります。

確かに我が国において、保護法益は性的自己決定権、いわゆる意に反したことが必要ということになります。これが明確に立証できないと、疑わしきは被告人の利益にのみに、自由侵害がないとして不処罰になってしまいます。性的自己決定権、被害者の意思を重視することは、意に反したことが明確に立証されなければならないし、それはなかなか困難なことであります。

むしろ自由の侵害の有無を強調することは、被害者被告人に有利に解釈され、強姦罪によって処罰範囲を限定する機能を果たし、被告人が明示的な抵抗をしなかった以上、明確に意思に反したとは言えないという基準が用いられるようになっていくとの批判もあります。すなわち、性的自由に対する犯罪ととらえるのではなく、行動の自由、拒否する自由を奪われた状態での侵害だととらえるべきだという主張もなされているのです。

また一方、保護法益は性的安全であるという主張もなされています。強姦や強制わいせつは、性的安全を脅かすものと位置付けるべきとして、生命、身体、自由、私生活の平穏、財産と並ぶ独立の保護法益として性をとらえるべきだという主張があります。まさにこれは、先ほど申し上げたことと合致することです。

もう一つ、非親告罪の問題についてお話ししたいと思います。

親告罪というのは、告訴がなければ公訴をできないということになっています。告訴は、犯罪による被害の申告いわゆる被害届、と同時に、加害者の処罰を求める意思表示であります。資料に親告罪の3つの類型を示しております。

強姦罪の場合は3の類型、犯罪を訴追し、処罰することが被害者の不利益になる場合に当たります。この類型の場合、犯罪の性質上、起訴によって事が公になると、被害者の名誉が害され、精神的苦痛などの不利益が増すことが多いため、被害者保護の観点から親告罪にされると解されています。

しかし、同じ性犯罪でありながら、強姦致死傷や集団強姦が親告罪でないのはなぜでしょうか。被害法益の大きさ、罪質の重さから来る処罰の要請という公益が優先されると説明されます。その場合は、被害者の過大な負担やプライバシーの侵害の危険性はどうなるのでしょうか。

そこに挙げましたのは、改正前の刑法、輪姦が180条2項にあったときに、輪姦の場合、なぜ非親告罪とするかについて、当時の立法関係者が説明したものであります。

私自身は、親告罪は外すべきだと考えております。なぜ親告罪があると問題なのか。すなわちそれは、親告罪であると被害者に対して告訴の取り下げ、取り消しが要求される可能性があるからです。告訴は、一度取り消すと、もう一度告訴することはできません。

2番目に、告訴しないという選択肢を被害者に与えることで、法廷における被害者の取扱い、例えば、レイプシールド法のように、被害者の負担の軽減やプライバシーの侵害についての検討の必要性など刑事手続が抱えている問題が潜在化してしまうということがあります。

第3番目に、性犯罪そのものが潜在化してしまうということがあるでしょう。

犯罪が凶悪で、被害法益が大きい。そして、公益、こうしたことと被害者の意思というものを比べたとき、なぜこうした公益が優先されなければいけないのでしょうか。被害者保護と加害者の適切な処罰は、別問題であります。被害者の保護と加害者の適切な処罰を両立する仕組みこそを構築すべきなのではないのでしょうか。

性交同意年齢について。⑮、⑯、⑰を御覧いただけるといいかと思います。これで、児童に淫行をさせる罪の推移、児童買春の推移、青少年育成条例みだらな性行為送致件数・人員の推移がございます。

そして、児童虐待罪が⑱にあります。

⑲は、13歳未満の子どもの罪種被害状況の推移であります。

そして、強姦の被害者・加害者関係、先ほど⑳で顔見知り、面識ありということを見ていただきましたけれども、その中の親族の部分を取り出したものが㉑でございます。

2つの問題を、この数字から考えていきたいと思います。まず、性交同意年齢の問題ですが、被害者が13歳未満の場合は、その手段を問わず、同意があっても処罰する規定となっております。性的行為の意味を理解することは、不可能、困難、判断力を欠いているので、性的自己決定は認められず、また全面的に禁止しても、肉体的・精神的弊害はなく、むしろ性行為のネガティブな影響が強く残るおそれがあるので、この性交同意年齢は正当であると言われてしています。

しかし、強制わいせつ、強姦は、あくまで性的自己決定権を保護すべき規定と、現在のところされています。それである以上、性的行為に関する理解力・同意力が欠如しているとして、性的自己決定権を否定するのは矛盾といえるでしょう。よって、強制わいせつ、強姦において性的自己決定権は否定していないが、いまだ成長・発達の途上にあり、その判断力の未熟さゆえに、健全な人格形成が損なわれないよう、性的自己決定権の侵害において、その行為対応に限定を付さなかったと解するのが相当ではないのでしょうか。

このような観点に立ちますと、むしろその成長段階、年齢という形で一律に切るのではなく、個別事案に応じ、その成長発達の段階に応じ、段階的な制限を設けるべきではないかと思われまします。

○辻村会長 すみませんが、時間が超過してしまいました。

○宮園氏 申し訳ありません。資料にありますデータから、多くの子どもが性的被害を受けているということは明らかだと思います。とりわけ親子の場合は子どもに与える被害は深刻です。これらの数字から加重処罰について検討する必要性というのは御理解いただけるのではないかと思います。

以上です。大変雑駁な報告となってしまいました。申し訳ありません。

○辻村会長 ありがとうございます。急がせてしまいましたけれども、これから一問一答をやっておりますと時間がかかってしまいますので、委員の方から簡潔に質問だけ先に出していただいて、それに対する回答を二、三分でまとめていただくことにしたいと思います。いかがでしょうか。どうぞ。

○小木曾委員 ありがとうございます。小木曾ですが、1点だけ。

パワーポイントの資料17ページ、なぜ親告罪になると問題なのかというところの3番目に、性犯罪が潜在化するとありますが、これは非親告罪にした場合に性犯罪は顕在化することに。

○宮園氏 そうです。

○小木曾委員 伺いたいことは、非親告罪にすれば、性犯罪は今よりもっと顕在化することになるとお考えでしょうかということです。

○宮園氏 はい。顕在化するように持っていくことが大事だと思っています。もちろん、非親告罪化するだけでだちに、顕在化するとは思っていません。非親告罪にすると同時に、レイプシールド法みたいなものができるとか、被害者が法廷でつらい思いをしたり、二次被害を受けないような制度をきちんと整えていくということも、あわせて行っていくという前提の上で、非親告化というものが行われるべきだと考えています。

親告罪化することは、性行為、強姦被害ということを隠さなければいけない悪いこと、恥ずかしいというような認識を与えてしまう気がするのです。ですので、非親告罪化することによって、適切な処罰を加害者に与え、犯罪であるということを明確にさせていくべきだと考えております。

○辻村会長 ありがとうございます。はい。

○林会長代理 貴重な御報告、ありがとうございます。

私は、国連の女性差別撤廃委員会で各国審査を聞いていても、性犯罪処罰というのは委員の関心が大変深く、いろいろな質問が出るのですけれども、法改正があっても必ずしも有罪率が上がっていないのではないのかという指摘が多く、国についてされています。例えばイギリスが2004年に法改正したというお話がありましたけれども、有罪率がむしろ下がっているという指摘もありますね。イギリスは性犯罪専門の検察官のチームもつくったようですが、そこが機能していないのではないのかといった意見も出ています。

そうすると、法改正をした国というのは、実体法を変えるだけではなくて、そうした法曹へのトレーニングなども一緒にやっているのかどうかということについて御意見をいただきたいと思います。

○辻村会長 ほかに質問いかがですか。根本委員、どうぞ。

○根本委員 単純な質問なのですが、法務省に聞いた方がいいのかもしれないですが、8ページのところで、法定刑の引き上げによって起訴率が低下してしまったという結果が出ているということですが、だれが原因なのか。警察庁なのか、検察庁なのか、その辺はどういう分析をお持ちなのでしょう。

○辻村会長 これは後で法務省の方から聞きたいと思いますが、ほかに質問はいかがですか。ないようでしたら、今の林委員と根本委員からの質問について、簡単にお答えをお願いいたします。

○宮園氏 私は刑事政策が専門なので、むしろ犯罪予防や加害者対策の方がどちらかというと専門なのですが、諸外国の場合、たとえばフランスにしてもGPS等再犯防止策、犯罪予防策が、連動して行われています。それは前提条件です。法改正を行うに当たっては、予防と再犯防止プログラムは連動して行われなければいけない。これはどこの国も共通していることです。ですから、今回たまたま強姦罪の見直しということでお話をいただきましたので、申し上げますでしたが、むしろそちらの方が本当は大事なのかもしれません。

ただ、いずれの国も確かに有罪率は下がっているかもしれないですが、認知件数が上がっているという傾向はあるように言われているので、そこはとても大事なことはないかなと思っています。

もう一ついただいたご質問ですが、だれが悪いのか。だれが悪いのでしょうか。ただ、今、私、DV 法に関連しまして、警察の方や検察の方、裁判官の方に調査でお目にかかることが非常に多いのですが、対応はかなり変わってきております。問題は、法律が変わらなければ、彼らは変わってくれないということです。あくまでも法律に則して行動するということですので、今の段階が限界なのではないかなと思っております。

ただ、法定刑が引き上げられたことによって、暴行・脅迫の程度の認定のハードルも同時に上がっていったという結果を、私は引き起こしたのではないかと考えております。ですから、顔見知りのような場合だと、どうしても両者の意見が食い違って、なかなか認定してもらえない。その意味では、他人間の方がハードルが高くなっても事実認定をクリアーすることができるという傾向になっているし、逆にハードルが上がった分、裁判の場では宣告刑が上がっていくという結果になっているのではないかと思います。

以上です。

○辻村会長　ありがとうございました。

それでは、時間の制限がございますので、ただいま質問という形で出てまいりました論点については、恐らく次の法務省の報告の中で触れてくださるのではないかと期待しているところでございます。一応 40 分をお願いいたしましたけれども、35 分から 40 分の間にまとめていただければ、こちらとしてはありがたいと思っております。

それでは、本日は法務省刑事局の保坂和人刑事法制企画官をお願いしておりますので、よろしくをお願いいたします。

○保坂企画官　法務省刑事局の保坂でございます。時間も限られておりますので、スムーズに進めたいと思います。

私の話は、資料 3－1 が配付されておりますが、そこにありますレジュメの順番に沿っていきたいと思います。それと、参考資料として、右上に資料 3－2 と書いてある中に、更に小さい字で資料 1 から 5 までございます。それを使いながら、レジュメの順番に従って御説明させていただきますと思います。

大まかに言いますと、まず法制度がどうなっているかという観点と、統計から見てとれることを、言わば客観的な事実を先に申し上げて、基本計画において検討すべきとされていることについての課題。これは、良いとか悪いとかじゃなくて、こういうことを考える必要があるのではないかと課題として提示させていただきたいと思っております。

早速、中身でございますけれども、まず我が国の法制度の体系がどうなっているかということでございます。実体法と手続法に大きく分かれておりますが、実体法の中には刑法と特別法があります。先ほどの発表の中にもございましたが、刑法には強姦とか強制わいせつという基本的な罪がございます。他方で特別法としまして、児童福祉法とか児童ポルノ法といったものがございますし、都道府県においては青少年の健全育成条例というものが、一定の性的な行為について罰則を設けてございます。

それで、資料 3－2 の中の資料 1 に刑法の規定を書かせていただいています。皆さん御存知のとおり、強制わいせつと強姦というものがございます。強制わいせつ、強姦は、暴行・脅迫というものが手段となっておりまして、他方で 13 歳未満の者に対しては、暴行・脅迫という要件はないということになります。

もう一つ、刑法第 178 条に準強制わいせつ、準強姦というものがございます。これは条文に書いてございますように、心神喪失若しくは抗拒不能に乗じと、要するに判断ができないような状態であることに乗じたり、あるいはそういう状態にさせた上で、わいせつ行為なり姦淫行為をすることも強姦あるいは強制わいせつと同じように罰するということになっております。これは手段の限定というのは特にされておらないということで、勿論、暴行・脅迫ということは、この罪においては要件となっていないということでございます。

それと、児童福祉法につきましては、対象になるのは満 18 歳に満たない児童でございます。児童に淫行させる行為というのは罰則がございます。これは配付資料にはございませんので、口頭での説明になりますが、この淫行をさせるというのは、自分がその行為をするということも含むというのが判例の考え方でございます。

あと、児童ポルノの法律につきましては、これも児童、満 18 歳に満たない者に対して、対償、お金を払って、あるいは約束して性交あるいは性交類似行為をするというものについて、罰するとしております。

それと、都道府県の条例につきましては、青少年に対する淫行とかわいせつ行為を処罰することになってございます。

以上、申し上げましたように、性犯罪、性的な行為に対する罰則といいますのは、刑法だけではなくて、そういう特別法というのもありまして、例えば諸外国の刑法典と我が国の刑法典を比較するときには、刑法典同士ではなくて、我が国においては特別法というのがあるということも視野に入れる必要があるかと思ひますし、あと刑法をどうするかという議論をするときには、特別法との役割分担とか整合性といったことも視野に入れる必要があるだろうということでございます。

次に、手続法でございます。これは処罰をしていく裁判等の手続に関してでございますが、今まで被害者が証人となったりする場合について、付添いという制度、あるいはついたてを立てる遮へい、あるいはビデオリンクの方式によって証人尋問するということで、その手続的な負担をなるべく軽減する改正がなされています。

あるいは、性犯罪に関しましては、平成 12 年の同じ改正のときでございますが、昔あった告訴期間というものが撤廃されています。

平成 16 年の改正におきましては、公訴時効の延長がされ、これは一部でございますけれども、刑法における性犯罪についても一部延長されたものがございます。

更には、平成 19 年の改正におきましては、被害者の保護の中で、特に性犯罪被害者についての被害者特定事項の情報の秘匿ということが整備されておるわけでございます。

今、資料の方に手続法の関係で条文を書かせていただいて、1 枚めくっていただいた刑事訴訟法のところでございます。これはビデオリンクの条文でございます。刑法における強姦、強制わいせつ、あるいは先ほど申し上げた児童福祉法、児童ポルノ法といった性的な犯罪について、証人となる被害者の方の御負担を軽減するということで、ビデオリンク方式ということをやっておるわけでございます。

これは、改正をするときには、憲法の保障する証人審問権、主には被告人弁護人サイドの反対尋問権の問題ですけれども、それに支障を生じるのではないかという批判もあったわけでございますけれども、そこはちゃんと問題をクリアして改正させていただいたということござ

います。

資料の方に、刑事訴訟法の改正後の告訴期間が撤廃されたものがございますけれども、親告罪というのは御存知かと思っておりますけれども、一定の罪については、告訴がない限りは起訴できないという制度でございますけれども、その告訴ができる期間というのも昔は6か月と制限されていたわけでございます。これにつきましては、その6か月という期間を取り払いましたので、告訴はいつでもできる。勿論、公訴時効にかかってしまいますと、告訴というのはなかなか難しいわけでございますけれども、告訴ならではの期間の制限というのはもう撤廃したということでございます。

あと、先ほども触れましたが、公訴時効につきましては、法定刑の引き上げに伴うものもございましたけれども、平成16年の改正のときに、強姦につきましては7年であったものが10年となってございます。

それと、平成22年の刑事訴訟法の改正で、強制わいせつ致死とか強姦致死、集団強姦致死につきましては、それまで15年であった時効期間が30年になっておりますし、強盗強姦致死というものにつきましては、25年だったものが時効というものの自体が撤廃されたということでございます。

それと、これも条文について、先ほど申し上げた情報の秘匿でございます。通常の案件手続ですと、起訴状を朗読するとき、その被害者の方の名前、場合によっては住所といたしましうか、犯行場所であったりする場合ですが、これは、法廷で朗読することになるわけでございますけれども、あるいは証拠書類についても法廷で朗読する、あるいは証人尋問あるいは被告人に対する質問の中で、お名前が出るということがあり得るわけでございますが、性犯罪につきましては、そういうこと自体が被害者の方にとっては非常に苦痛であるということで、その特則という格好で秘匿する。つまり、起訴状を読み上げるときや尋問のときにも例えば仮名ということをやっておるわけでございます。

これも、例えば証人尋問のときや被告人質問の中では、真実をどう解明するかというプロセスの中で、どうしても名前が出ないとやりにくくなったりするのではないかということで、異論もあったわけでございますが、そこは性犯罪被害者の方の保護をやろうということで、これについても改正させていただいたということでございます。

続きまして、レジュメの次の項目、性犯罪の検挙状況等ということでございます。

検挙状況のうちの認知とか検挙件数につきましては、先ほど宮園先生からのプレゼンの中のグラフにもありましたので、今、私の説明としては省略させていただきますけれども、1点、小さい字で資料2と書いてある資料でございます。

強姦罪と強制わいせつにおける被疑者と被害者との関係でございます。これは、検挙された、つまり警察が犯人だと特定したものについて、被害者と被疑者の関係を経年別に見たものでございます。強姦の面識のあるものの割合が太字になっておりますけれども、その割合を見ていただきますと、平成13年までは400件程度、30%前後だったものが、14年以降はそれが増えてまして、520件、40%前後まで増えてきている。更に、その中の近親者の数で言いますと、かつては20件程度でございましたが、16年以降は50件前後に増えてきている。

強制わいせつにつきましても、表でご覧いただければおわかりのとおり、両方とも増えてきているという傾向にあるということが見てとれるわけでございます。

次に、先ほどもありましたけれども、起訴率ということでございます。御案内のことだと思いますけれども、警察が検挙いたしますと、その事件を検察庁送致、検察庁としてはそれを受理するわけでございます。その処理の仕方として、大きく分けますと起訴と不起訴というのがございます。

そのうちの起訴されたものの割合になりますけれども、前提といたしまして、一般刑法犯、つまり刑法の罪のうちの交通事故、自転車運転過失致死傷というものを除いた一般刑法犯で言いますと、犯罪白書によりますと 42.5%。交通事故とか、道路交通法といった特別法も全部入れた全事件で言うと、36.2%という数字になっております。それで、強姦の方を見ていただきますと、起訴率は 19 年ごろまでは 50%でございましたが、近年では 45%弱になってきております。

それで、不起訴理由についても割合を示してございますけれども、告訴の取消し等によるものが、かつては 50%弱までありましたけれども、平成 14 年以降は 40%弱まで減少してきている。

他方、下の表でございますけれども、強制わいせつの起訴率につきましては、平成 9 年までは 40%弱だったのですが、平成 12 年以降は 50%前後で推移しております。

不起訴の理由につきましては、平成 11 年ごろまでは告訴の取消し等というものが 80%を超えておりましたけれども、平成 16 年以降はその割合が 60%まで減ってきているということでございます。

ここで、先ほどの御質問について答えるとするならば、起訴率が減っているのは数字として確かでございますが、その原因というところまではわからないとしか、今の時点では私は申し上げることができません。何が原因なのかということについては、いろいろな視点から見る必要があって、法定刑が引き上げられたこと自体が直ちにそうなるのかということについては、若干留保が必要ではないかなと思っているところでございます。

次のテーマでございますけれども、実際裁判になってからの量刑がどのようになっているかということでございます。

先ほどの宮園先生の資料にも若干ございましたけれども、資料 4 をめくっていただきますと、それぞれ強制わいせつとか強姦致死傷につきまして、その率を出してございます。これの前提といたしまして、犯罪白書によりますと、有期懲役になったものの総数のうち、執行猶予率という数字が出ているのですが、執行猶予率が 59%ですから、それを裏返すと、実刑率は 41%。これは全部の事件の総数の中の割合でございます。それと、参考ということで、殺人という罪について犯罪白書を見ますと、執行猶予率が 22.8%、裏返しますと実刑率は 77.2%になってございます。

強姦、強制わいせつを見ていただきますと、先ほどの宮園先生のお話にもありましたように、実刑率というのはいずれについてもかなり上がってきております。強姦致死傷ということになりますと、97.6%が実刑になっているということでございます。

続きまして、強姦罪の量刑につきまして、1 枚めくっていただいて資料 5 を見ていただきます。

上の段が強姦です。これは、致死傷とか集団強姦を含まないものにつきまして、3 年ごとにそれぞれまとめた上で、何年ぐらいの割合がどうなっているかをグラフにしております。そ

れぞれ3年刻みで経年がわかるようなものにしたつもりでございます。法定刑の下限を懲役2年から3年に引き上げられた改正というのは、施行は平成17年1月1日でございます。

グラフを見ていただきますと、例えば平成8年から10年につきましては、割合が一番多いのが2年から3年がピークになって山になっていたわけですが、それが平成14年から16年につきましては、今度は3年から5年がピークになってございます。したがって、いわば下限の引き上げの前からピークのところはスライドというか、上がってきております。特に近年、20年から22年で見ますと、ピークは3年から5年の間でございます上に、5年を超えるところが上がってきているのが、これで見るとれると思うわけでございます。

他方で、強盗罪と比べるという趣旨ではなくて、一つのサンプルとして挙げてみたわけでございます。強盗罪につきましては、法定刑の変更は行われておりません。昔から5年以上になっておるわけでございますけれども、そこにおけるピークの部分は3年から5年の間。法定刑は下限5年なのでございますけれども、ピーク時は3年から5年ということで、変わっていないことがこのグラフで見るとれるだろうと思うわけでございます。

続きまして、この基本計画におきまして検討を求められているものにつきまして、私たちがなりの検討の課題を順次御説明させていただきたいと思っております。テーマはレジュメに書いてある順番でございます。

1つ目の非親告罪化ということにつきまして、御案内のことと思っておりますけれども、親告罪というのは、被害者の方から、告訴というのは、処罰を求める意思表示ですから、処罰をしてほしいという意思表示がされていない限りは起訴ができないという罪でございます。起訴されますと、当然裁判になって、いろいろ手続的な負担があり得るわけでございますけれども、そこについて手続負担があり得る、あるいは公の法廷でやることになりますので、そういったことについて、性犯罪である強制わいせつ、強姦等につきましては、起訴によって事が公になると、名誉が害される、精神的苦痛等の不利益が増すということで、被害者保護の観点から親告罪とされているということでございます。

これは、我が国の刑法の推移を見てみたのでございますが、旧刑法、今の刑法の1つ前、明治15年の刑法を見ましても、強姦、強制わいせつについては親告罪、致死傷につきましては非親告罪ということになってございます。それで、先ほど宮園先生の話もありましたように、輪姦的な形態でのものにつきましては、昭和33年に非親告罪化するという改正が行われております。

他方で、同じく性的犯罪の処罰をしております児童の福祉を守る児童福祉法、あるいは児童の性的虐待を防ぐという意味のある児童ポルノ法につきましては、親告罪とはされていないということでございます。

諸外国の法制もいろいろであるようでございますけれども、1つ参考になるかもしれないと思うものが、韓国におきましては、青少年の保護のための法律によりまして、親告罪という処罰の意思表示があった場合に限り起訴できる、逆に言えば、処罰の意思表示がない場合には起訴できないということではなしに、反意思不罰罪とでも言いましょうか、要するに被害者の告訴がなくても、明示的に刑事処罰を希望しないことを表明していない限り起訴できるという、ひっくり返したような格好での規定を設けていると聞いております。

外国の法制でそういうものも参考にしながら考えていく必要があると思うわけですが、親告

罪の趣旨につきましては、先ほど申し上げたとおりでございますが、先ほど説明させていただいた資料3に、不起訴の中の割合、数字を書かせていただいております。そこを見ますと、強姦、強制わいせつにつきましては、告訴の取消し等ということでの不起訴というものが、割合は減ってきているわけでございますが、相当程度、まだあるわけでございます。

総数との比較で言うと、平成22年は総数が951件で、一番左の欄ですが、そのうち165件が告訴の取消し等という形で事件が終結しているわけでございます。これは17%に当たるものでございます。他方で、強制わいせつ罪で言いますと、総数が2,740件ございまして、そのうち673件が告訴取消し等ということで終結している。これは24%でございます。親告罪だからこそ、こういう終局の仕方があるわけでございますが、これだけの方が親告罪であるという一種の権利を行使されているとすると、そういう方々にとって、これを撤廃してしまうということが、被害者保護にとって良いことなのかどうかという視点。

それと、告訴というものを捜査のダイナミズムで考えてみますと、その前に警察にとって事件というものが認知されている。つまり、被害申告はされている。さあ、そこで告訴をするかどうかというのが通常のことだろうと思うわけでございますが、親告罪であることによって、その告訴というものがどういう形で被害者の方にとって負担になっているのか。それを撤廃することによって、どういう影響が起きるのだろうか。

あるいは、先ほど申し上げた韓国でひっくり返すようなことをしているわけでございますが、これが実際どういうふうに運用されていて、どういう良い効果を、あるいは悪い効果を生んでいるのかという辺りも検討して、慎重に検討を進めていかなければいけないことであろうと思うわけでございます。

それと、次に行きますけれども、性交同意年齢の関係でございます。

これは、これまでの改正の経緯を見ますと、旧刑法、先ほど申し上げた今の刑法の前の刑法で言いますと、今は13歳未満ですけれども、それが12歳未満とされておりました。それが明治40年に今の刑法になりまして13歳に上がっているわけです。そこについて、どういう理由だったのかについて調べてみたのですが、そういうことが適当であろうと、確かな根拠というものはないということで、国会でも説明されているようでございます。

もう一つ、これまでの経緯で言いますと、昭和49年の法制審議会におきまして、その年齢を14歳未満に引き上げるというのが、その改正刑法草案としてございました。これにつきましては、刑事責任年齢、つまり被疑者になったときの処罰されない年齢が14歳未満であることとの平仄が合った方がいいのではないかと、不当な性的干渉から年少者を保護する必要がある、あるいは諸外国の立法例が14歳とか16歳が多いということを、当時は理由としていたわけでございます。

それから、外国の法制を今いろいろ調べておるわけでございますが、1点、ちょっと注意しなければいけないなと思いますのは、性交同意年齢という言葉が、日本で言う13歳未満という年齢と一致しているのかどうかという視点が1つございます。

例えばアメリカにおきましては、性交同意年齢、**age of consent** というものについては、各州16歳とか18歳であるということが言われているようでございますが、ニューヨーク州で言いますと、犯人側の年齢に関係なく、手段を問わず罰するということの被害者の年齢につきましては11歳未満となっておりますし、ミシガン州におきましては13歳未満となっているので、

性交同意年齢というのと、いわゆる法定強姦、statutory rape と英語では言うのですが、それとがもしかすると概念が違うのかもしれないということを留意しながら、外国の法制も調べているところでございます。

それと、検討に当たって留意すべき課題でございますけれども、13歳未満については、先ほどもありましたように、性的行為についての意味とか性的自由について判断能力がないと。これは、個人によって差はあるのかもしれませんが、およそないという年齢をどこで引くかという問題でございまして、それを13歳未満ということで引いておるわけでございます。

他方で、先ほど申し上げたように、児童ポルノ法とか児童福祉法あるいは青少年育成条例で言いますと、13歳から18歳のところにつきまして、全く性的行為を自由に行っているわけではございません。例えば対償を供与するとか、みだらな淫行みたいなことにつきましては、その年齢においても刑罰を科しているということも、1つ役割分担とか整合性を見る必要があるだろう。

もう一つ考えられるのが、確かな根拠はないのですけれども、性の低年齢化が進んでいると言われている中で、年齢を引き上げることによって、その分、合意に基づいて性行為をしても、それが犯罪という部分が一種増えるわけでございます。それが性行動の実態と整合するのだろうかという視点が必要なのだろうと思うわけでございます。

それと、駆け足でございますけれども、構成要件の見直しという中で言われております暴行・脅迫という要件についてでございます。これは、暴行・脅迫の要件を仮に取り払うとしますと、一般的には被害者の方の意思に反したかどうかという内面的な事情が直接犯罪の成否の基準となるわけでございますけれども、それが刑罰の区切りの仕方として明確なのかどうかという観点から、今の暴行・脅迫という要件は必要だとする方の考え方なのだろうと思うわけです。

実際、暴行・脅迫の程度につきましては、先ほども若干御説明がありましたけれども、著しく反抗困難ならしめる程度でございます。他方で、最高裁の判例によりましても、その暴行・脅迫だけを見れば、そこまで達しないものであっても、被害者の方の年齢とか精神状態、周囲の状況等を総合的に見て客観的に判断した場合に、具体的な状況によっては、軽度の暴行・脅迫でも足りるというのが一般的に言われているところでございます。

強制わいせつの方につきましては、姦淫であるとわいせつ行為の違いにもよるのだろうと思いますが、その程度についても、被害者の意思に反してわいせつ行為を行うに必要な程度で、そういう行為を抑制する程度の暴行で足りるとされているところでございます。そういった暴行・脅迫が裁判例も現状積み重なっている中で、これを改めるとすると、何かの形で残すとした場合、どういう書き方あるいは定義付けの仕方があるのだろうか。

あるいは、先ほど申し上げたように、内面的な被害者の意思というところだけが犯罪の成否となりますと、これはまた裁判では正にそこだけが争点となり得るわけでございまして、そういった場合にかえって負担が増すことにならないのだろうかということ。

あと、暴行・脅迫には及んだけれども、姦淫には至らなかったという場合も強姦未遂ということで処罰されるわけですが、意思に反して姦淫したという規定にいたしますと、未遂というのが考えにくくなって、相当姦淫寸前なら別かもしれませんが、その手段が行われても、暴行・脅迫が別に成立することがあったとしても、強姦未遂という格好での処罰ができなくなる。それがいいのだろうかという視点です。

あと、先ほど申し上げた準強姦、準強制わいせつという、暴行・脅迫を手段としていない、特に手段の限定のない類型、これは正常な判断能力がないという状態、あるいはそれに乗じて行う類型でございますけれども、これとの整合性を暴行・脅迫手段というのを取り払ったときに、どういうふうに整理する必要があるのだろうかを考える必要がありますし、その手段なしで、程度をもう少し低いものにしたり、あるいは手段を問わないということになりますと、今、暴行・脅迫による姦淫で、法定刑の下限が3年になっているものが、全く同じ法定刑でいいのだろうか。つまり、手段の点の違法性というものが仮に低いものだだとすると、トータルの法定刑はそれでいいのだろうかということも、1つ考えなければいけないということがございます。

それと、性器を挿入するという要件につきましてですが、諸外国では、性別を問わずやっているとところもあるようでございますけれども、我が国の刑法の考え方は、一般的な規定として強制わいせつというものがあって、それで女性に対する姦淫という実害の大きさに着目して、特別の加重というか、特別規定を置いたのが強姦と言われるのが一般でございます。

そのような考え方自体が、そもそも不合理だということなのかという問題ですとか、あるいは男性に対する性的な犯罪について、強制わいせつの法定刑は平成16年に上限が引き上げられたわけでございますが、実際の量刑に当たって具体的な不都合が生じているのだろうか。もっと言えば、男性に対するものではなく、性交類似の行為について強制わいせつの今の法定刑では賄えないという実情があるのだろうかという辺りを、事案をいろいろ精査しながら検討していく必要があるということでございます。

あと、時間の関係もあるので、さっと思いますけれども、構成要件の見直しの中で、加害者の方が優越的な地位にある場合に、加重する規定を置くのかどうかという問題がございます。

これにつきましては、例えば集団強姦というのは、強姦の中でも典型的に当罰性が高いということで、下限を一段上の4年以上としている規定になっているわけでございます。もとより、そういった典型的に当罰性が高いものがあつた場合に加重規定を置くというのは、それはあり得ることだろうと思うわけでございます。

問題は、どういう場合に加重することにすべきなのかということでございます。改正刑法草案という、先ほど御紹介した中で、加害者が被害者の優越的地位にある場合の規定を設けてございます。これは、加重をしに行つたのではなく、暴行・脅迫ではなくて、偽計または威力という形で、ちょっとその手段が緩い類型をつくつた上で、法定刑も低めのものを当時考えられていたわけでございます。

そういうものもございますし、もともと刑法というのは割と基本的なところを構成要件として置いた上で、法定刑の幅も広めにして、事案に応じたきめ細かな量刑ができるようにするという、これは一つの合理性がある考え方ですので、いろいろなところに特別類型を置いていくのが果たして適当なのかということが、もう一つございます。

先ほど申し上げたように、優越的地位にある場合に、暴行・脅迫を使わなくても意に反した姦淫ができてしまうものがあるとすれば、それは手段が暴行・脅迫じゃないものをつくつた上で、手段の違法性が低いのであれば、法定刑もちょっと低めのものにする行き方とか、あるいは逆に優越的地位にある者が暴行・脅迫を用いて強姦したという場合に、それが典型的に当罰性が高いものが一定程度あつて、今の法定刑では賄にくい、あるいはもう一つの上のランクを考えるべきだということが、国民の意識としてあるのであれば、それは1つ加重類型をつく

るということになるかと思われます。

問題は、どういう事案でそれが問題になっているのかということを精査した上で、立法事実とでも言いましょうか、それを考えていく必要があるということでございます。

最後、駆け足でございますけれども、法定刑の引き上げという話がございます。これは先ほどもございましたように、平成 16 年の改正で強姦罪の下限が 2 年から 3 年に上がったわけでございます。諸外国はいろいろございます。日本より重いところも勿論あるわけでございます。

1 つ考える必要があるのは、平成 16 年に下限を引き上げた後、更にそれを引き上げるような事実がどれだけあるのかということ。先ほど御説明させていただいた裁判所の量刑の図表で言いますと、例えば今、下限が 3 年でございますので、基本的には 3 年以上の懲役になるはずでございますけれども、それを割っているもの、3 年未満になっているものが、トータルしますと、平成 22 年でも 10% 程度でございます。執行猶予になっているものも 10% 程度でございます。ですから、下限の 3 年よりも低い量刑であったり、あるいは実刑ではなく、裁判官の判断として執行猶予にする事案があります。

その是非はいろいろ御意見があろうかと思えますけれども、現実にはそういうことがあるわけでございます。それが一体どういう事案で、そういう判断がなされているのか。つまり、下限を上げるとするならば、そういったことについて適切な量刑ができるものかどうかということも考えていかなければいけないのだろうと思うわけでございます。

併せて、強姦が 3 年以上で、集団強姦が 4 年以上、強姦致死傷が 5 年以上、集団強姦致死傷が 6 年以上、強盗強姦が 7 年以上と 1 年ずつの差の法定刑が設けてあるわけでございます。他方で殺人は今 5 年以上、傷害致死は 3 年以上と、いろいろな罪があるわけでございます。バランス論がいつも正しいとは申し上げませんが、刑法で幾つか並んでいる罪のカatalogの中の、バランスは一定程度考える必要があるであろうということで、強姦あるいは性犯罪だけを見直せばいいのか、それともトータルで見なければいけないのかという辺りも検討の課題であろうと思っているところでございます。

今、申し上げましたように、いろいろ考えなければいけないこと、解決しなければいけないこと、調べなければいけないことがございますので、今、私たちの方でも統計資料の分析とか事案なども調べたり、あるいは既存の資料も引用しつつ、外国の法制なども調べるという作業を行っているところでございます。

私からの発表は以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございます。限られた時間内で法務省としてお話しただけのことを、恐らくすべて簡潔に御報告いただいたのであらうと思われます。

20 分近く議論の時間をとれるかと思えますけれども、先ほどの宮園報告とあわせてでも結構でございます。委員の皆様から質問を出していただきたいと思えます。いかがでしょうか。

では、質問がでないようでしたら、私から先にお尋ねします。今、諸外国の事例を調べているということをおっしゃいまして、これは非常にありがたいことだと思いますが、その資料、調査結果については開示していただけるのでしょうか。いつごろ開示していただける予定でしょうか。

○保坂企画官 法制的なものであれば、法律がこうなっているという規定であれば、時点の問題はあると思いますが、ちょっと前に調べたものが、宮園先生がベースにされたのも、恐らく

法務省のスタッフでつくったものがベースだと思いますので、これと同じようなものなら、まさにこのとおりでございます。

考えなければいけないのは、法律の規定がこうなっているけれども、実際の運用みたいなことがどうなっているかになりますと、これは全体の法制度も見なければいけませんし、改正によってそれがどう変化したのかというダイナミズムまで含めてやりますと、やればやるほど限りなく作業としてはあるわけでございますので、そこまで含めていつごろということをなかなか申し上げにくいわけでございます。

必要なところから順次やっていくということで、もし御用命がございましたらば、その段階で進んだものについては、呼んでいただいたら、あるいは提出を求められたら、その段階のものとして提出なり開示なり、させていただきたいと思っております。

○辻村会長 ありがとうございます。これは大変ありがたいお答えだったと思います。国際機関からも、2008年に国際人権規約委員会から、非親告化、その他について勧告のような形で出ておりましたので、日本としても何か対応すべきだろうと考えておりました。その場合に、外務省なのか外事局なのか、どの局がこういう資料をつくる責任があるのかということ、私も常々気にしておりましたので、法務省の方で諸外国の制度を、一応事実の問題として作成していただいているのであれば、それは非常にありがたいことだと思います。

事実の問題として、諸外国についての知識を踏まえて議論することが可能になります。それは、今後、法改正に至るかどうかはわかりませんが、検討に際しての一步前進ではないかと思っておりますので、ただいまのお答えをありがたく頂戴して、また近く、開示していただけるものを見せていただければありがたいと考えております。

ほかの委員の方、いかがですか。番委員、どうぞ。

○番委員 御説明ありがとうございます。御説明を聞きますと、法務省としてはいろいろ対策をし、制度を充実させてきたということで、これだけやってきたから、これでいいのではないですかと私には聞こえましたが、現場の被害者の声を聞いている、そして告訴によく行く弁護士としましては、非常に告訴受理はハードルが高いです。

それと日本の刑法の、これは性犯罪だけではありませんが、特徴的なものは、構成要件に該当するかどうか、解釈で決まってきて、幅が広くて、捜査官の裁量でどうとでもなる。最終的には検察官が裁量で起訴するかしないか決めるというものですが、特に性犯罪については、実際に告訴してみても、現場の警察の方、その次には検察、担当検事がもし決まれば、そこまで行き着けば、その人たちの考え方、それからどういう被害者であるか、全般的な事情を配慮してという言い方がありましたけれども、それで決まるのです。

そうしますと、現実的に見通しが立たないのです。動かないかなと心配していた案件が結構動いたり、今担当しているケースは準強姦罪の抗拒不能という要件をかなり幅広く考えてくれて、そこで何とか突破できないかと考えてくれています。けれども、これでは救われる被害者は本当に少ないのです。持っていけないのです。だから、私は別に法定刑が上がったから起訴率は下がったとは思っていないのですけれども、よくなってきたとは思っているのですが、現場の人の当たり外れ、公判となると裁判所の当たり外れで決まってしまうのです。つまり、被害者は救われていないです。そういう事情だと、かわいそうで持っていけない案件も多くなります。

だから、ここでいいと思わないでいただきたい。例えば今の強姦罪はそのままにして、別の犯罪類型をつくるのか。そういう意見もあります。警察の場合、所轄が決まってしまうですが、その署の雰囲気、性犯罪に対して厳しいとか厳しくないとかでも決まりますね。そういう現状は被害者保護の観点では非常に問題だと、問題があるのだという認識をしていただきたいと思っています。性犯罪だけは、日本はなかなか告訴のハードルが高いです。問題があるとは思っていらっしゃるね。

○辻村会長　どうぞ。

○保坂企画官　私の今の説明が、これでいいという意味に聞こえたとすれば、それは非常に残念でございます。こういう方向性として、我々もやってきているという、今の時点での到達点をお示ししたところでございます。

今、番委員から御指摘のあった点は、1つは研修とか意識の高揚とか、あるいはその中で制度的な改正によって解決できる。それが法改正なのか、通達なのか、規則なのか、いろいろ行き方はあるかと思いますが、決して問題がないということは全く思っておりませんで、それはいろいろ解決していかなければいけない、やっていかなければいけない課題というのはあるという認識には立ってございます。

○辻村会長　ありがとうございました。問題はきちんと認識していただいているという御回答でございました。ほかにいかがでしょうか。どうぞ、小木曾委員。

○小木曾委員　今の裁量の幅が広いということと言うと、逆に先ほど宮園先生の御報告でもありましたけれども、できるだけ細分化して構成要件をつくるのだという考え方が1つあるわけでしょう。そうすると、逆に絞り過ぎると、そこから漏れるものが出てくるという面があるので、そこが非常に難しいのではないかという、これは感想です。

1つ教えていただきたいのは、資料5、7ページ、量刑の問題です。これを見ますと、強姦で3年がピークだと。強盗でも3年がピークだと。全体的に軽いと思うのです。強姦罪の法定刑の幅というのは、傷害致死と一緒なのです。傷害致死のピークというのはどの辺りにあるのか、もし今お手元にあればお教えいただきたいということと。

全体的に軽いから、こういうことになっているのか、それともここに取り上げられている犯罪だけが軽いから、こうなっているのかという辺りはどうなのかということですよ。

○保坂企画官　これは、細かいデータを3年ごとにくくって出したものですので、ほかのものについて御提示させていただくものを今、持ち合わせておらないわけでございます。そのときに、例えばほかの罪と比べる場合に、もとより強姦罪が刑の基準になっているものでございますけれども、1件だけではないのは勿論でございます。連続しているものとか、まだ精査はできていませんが、恐らく重たいところは連続とか幾つもあったりするものなのではないかなと思うわけでございます。

そういう意味で言いますと、例えば殺人とか傷害致死というのは、有期の懲役のところに来るもので連続というものがなかなか思い付かない。多分、1件の殺人と幾つもの強姦みたいな比較になるかもしれないという懸念も1つあるわけですが、分析自体はしてみたいと思います。

○辻村会長　ありがとうございました。いかがでしょうか。どうぞ、竹信委員。

○竹信委員　宮園先生から強姦の選別化が起きているという御指摘があったわけですが、それについてはどういう理由で、先ほど起訴率の低下は法定刑に必ずしも関係ないのではないかと

いう意見がありましたけれども、それならばどういう分析があるのか、もしあれば、その点についてどうお考えかを教えていただけたらと思います。

○保坂企画官 先ほど申し上げたように、その分析というのはそう容易ではないだろうなと思います。今、少なくとも私はなぜだということの定見は持っておりませんので、そこはちょっと御容赦いただければと思うわけでございます。

○辻村会長 いかがですか。今の論点について、宮園先生、何か御質問とか、重ねてありますか。あるいは、先ほど根本委員から質問が出ておりましたけれども、今の御回答でよろしいですか。

○根本委員 私は別の話を後で。

○宮園氏 ありません。

○辻村会長 なければ結構です。ほかに。林委員。

○林会長代理 親告罪についてですが、先ほどのお話の中で、5ページの資料3に基づいて、「被害者としては告訴を維持するかどうかという権利があるので、それを取り消すという権利を行使しているのを撤廃していいのかどうか」という問題を提起されました。ご発表者はもう十分おわかりのことだと思いますが、私は、告訴を取り消すという制度があるから弁護人ないし加害者はそれを目指して活動している面があるのだと思っています。

例えば司法研修所で刑事弁護の授業を受けて、強姦罪の加害者の弁護人に付いたら、まず何をやるかということ、公判請求前なら、まず被害者のところに行って告訴を取り下げてくれとお願いに行きなさい。お金を持って示談にしてください、と教わるわけですし、そういう制度がある以上、弁護士としてはその努力をせざるを得ない。逆に、こういう制度がなければ、そういう弁護活動は不可能になるので、被害者の方がその選択を迫られることはなくなるのです。

最近、強姦救援センターのニューズレターに角田由紀子弁護士が、この親告罪の是非について、廃止論の立場から大変すぐれたエッセイを書かれていらっしゃるの、是非法務省の方にも御覧いただきたいと思います。

さらに、私は、各国で強姦法が変わってきているのは、国際刑事裁判の影響も大きいと思います。日本も入っている国際刑事裁判所のローマ規程における強姦罪の規定とか、それに先立つ旧ユーゴ法廷、旧ルワンダ法廷において、さまざまな判決が出され、暴行・脅迫という要件の見直しが進んでいるという点があると思いますので、是非そのような点についても御検討を進めていただきたいと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。ほかにございせんか。どうぞ。

○根本委員 時間が余りありませんのに、申しわけございません。最初に私がこだわった点、閣議決定の部分についても検討されているという説明をいただきましてありがとうございました。

1点だけ教えていただきたいのですが、実は先ほど暴行・脅迫という概念を書き換えるのか書き換えないのかわかりませんが、資料1-2の答申の中では、記述としましては、「被害者の意思に反する」ような事例は、おおむね暴行又は脅迫行為の認定が可能であるため、この問題はむしろ暴行又は脅迫があったと認められるか否かの事実認定の問題ではないかと考えられる。

こう書いてあるのですが、今回この点について検討するに当たっては、まさにこの表現は変えないという話で持っていくのか。それとも、この表現の暴行・脅迫というのを外してしまい

ますと、物すごく難しい書き方になってしまうと思うのです。しかし、それを書き加えたまま、更に書き込まれていくというのも、これも難しいのではないか。その辺はどんな話になっているのか。まだそこまで考えていないよという話なのかもしれませんが、お教えいただければありがたいなと思います。

○保坂企画官 適切なお答えかどうか分かりませんが、仮に改正するにしても、今までと比べてどうすることを目指すのか、結果どういうことになるのかということを絶えず考えていかなければいけません。その裏腹として、今の規定だと何が問題なのかというところだと思います。

今、裁判例で、これだと暴行・脅迫に足りないと言われているものですか、あるいはこの程度でも暴行・脅迫なのだというもの、両面あるわけでございます。かなり精査しないと、どの事案だとどう救われ、今までより成立範囲を広くしたいのか、今までどおりでわかりやすくしたいのかによろと思います。そういった意味で、事実認定が前提となった上で、この程度でも暴行・脅迫だという当てはめをしていく部分が裁判例の中にございますので、そういったものでどんな事例なのかというのを探しながら考えているというのが現状でございます。

○辻村会長 ありがとうございます。簡単をお願いいたします。

○宮園氏 調査や判例の分析とかはなさらないのでしょうか。各国はかなりそれを充実してやっているのです。

あと、特別法の問題なのですが、特別法があるから、逆に今、混乱を来しているのではないかと私は思っているのです。淫行防止条例とか児童ポルノ、児童の福祉を害する罪等の問題です。むしろ、それをどうにか一本化するという御検討の考えはないのでしょうか。

○保坂企画官 ちょっと役所的な言い方で申し上げますと、法務省が持っているのは刑法でございます。そのほかの法律というのは、それぞれまた所管の役所がある。だから、我々が何もしないという趣旨ではなくて、今お話もございましたけれども、トータルでどう対応していくかということになりますと、それは政府全体でカバーしていくことであり、

そのために男女共同参画という観点からすると、この会議があったり、内閣府の方でそれを所管されているので、トータルでどういう救済方法があるのかという観点からは、そういうところからも考えていく必要がございます。

我々が自分たちで所管しているところについて改正するときには、特別法を取り込んだ方がいいのかという視点は当然持っています。それは刑法しか持っていないから、ほかの法律を見ないということではなくて、一緒にした方がいいのか、それとも今の仕組みがいいのかということとは、当然検討の対象にはなるだろうと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。私もいろいろ伺いたいことがあるのですが、最後にもう一度確認なのですが、法務省が刑法 177 条の保護法益について、確定的に公表した、公式な見解というのはあるのでしょうか。強姦罪の保護法益についての政府見解を伺いたいと思います。

○保坂企画官 何をもって政府見解と言うかというところはございますけれども、まず申し上げれば、性的自由であるという判例がございますし、我々実務家が勉強するときに使う教科書でも性的自由と理解しております。

○辻村会長 それは「女性の」ですか。

○保坂企画官 強姦ということで言いますと、被害者は女性ということに今の規定ではなりません。

○辻村会長 刑法では。

○保坂企画官 ええ、女性の性的自由ということで理解しています。

○辻村会長 公序であるとか、勿論、昔いわれていたような女性の貞操とか、そういったところから変わってきたと認識されている。これは国際的な圧力によって変わってきたと認識されている、ということでしょうか。

○保坂企画官 前にどうだったかというところは、私は必ずしも詳しくは存じ上げませんが、そういう批判というか、そういうふうに見えるではないかという御意見があったとは承知しておりますが、前にモラルに対する罪ということを公式見解としたことがあったという認識はなくて、少なくとも言えることは、我々としては性的自由に対する罪である。これが判例でもあり、いわゆる通説的な見解だという認識でございます。

○辻村会長 わかりました。刑法自体は明治のものですから、明治のときから性的自由という概念があったかという、恐らくなかったもので、比較的最近の動向だと思います。どの段階から、どういう理由によって性的自由になったのかということについては、若干関心がありますが、この辺りはまた機会がありましたら教えていただくことにします。

ほかにいかがでしょうか。では、最後の質問にさせていただきます。

○種部委員 現場のいろいろなケースを見ていますと、告訴にすごく大きなハードルがあるのはたしかで、告訴の取り消しの割合が減っているということは、逆に告訴しない人が増えているとか、あるいは届け出すらしたくないという人が増えたということでしょうか。またその割合はどのぐらいで変わっているかとかがわかれば教えてください。

それから、告訴を取り下げた人、告訴をしなかった人、届け出すらしなかった人たちの中の年齢の構成はわかりますか。より若年で自分では決めることができなくて、そういう交渉もなかなかできない人の割合が増えているとしたら、その辺の精査をしないと議論ができないのではないかと思います。研究はされていますか。それをお聞きしたいのです。

○保坂企画官 親告罪をどうするか。今の趣旨が被害者の保護である中で、その保護する規定が負担になっているとすれば、それは考えなければいけないことだと思います。先ほど申し上げたように、韓国については若年について規定をひっくり返すようなことをしているというのもあって、おっしゃるとおり、あるいは年齢層とか、どういう事情で告訴が取り消されたか、あるいは告訴についてのハードルが高いかという辺りは、当然何らかの形で調査をしていかなければいけないと思っております。

それを、まず課題、調査の対象とどういう見方でやるのかということも見据えてやらないと。その中では、勿論被害者の方の相談を受けておられるところ、これは、顕在化していないケースだろうと思いますので、そういったところからお話を伺ったり、参考になる資料をいただいたりする必要はあると思っております。

○辻村会長 ありがとうございました。

○平川委員 最後ですが。

○辻村会長 簡潔にお願いします。

○平川委員 すみません。臨床現場にいるカウンセラーなのですが、被害者の保護とい

う言葉ですけれども、臨床の中では被害を受けた方たちの回復というのは、被害者が保護されることだけではないのですね。その人には回復する権利があるという軸が立たない限りは、回復が非常に遠くなるということなので、その辺りのことを踏まえたと、親告罪という形で被害者の保護をするということ自体が、つまりその人はすでに強姦被害に遭っているわけですから、更に被害者を保護するという理由で改めて申告するかどうかの判断をさせること自体がどういうことなのかとなり、何とも臨床家から見ると矛盾することになります。

どのような条件が整えば被害者の人権という視点からの回復が可能になるのか、その辺りのことも研究・調査をしていただきたい。判例だけで調査したということにしないで欲しいと思っています。

○辻村会長 ありがとうございます。また御意見をお聞きする機会があるかと思いますが、法制審議会の刑法部会というのがあると思うのですけれども、まだ刑法改正といった具体的な方向に向かって調査しているという認識ではないということでしょうか。国際機関からいろいろ見直しの勧告等が大分前から出ているのですが、これに対する法務省の対応としては、ごく最近になって調査をして、まだ法改正を見据えた具体的な動きではないという理解でよろしいのでしょうか。これはお答えできる範囲で結構ですが。

○保坂企画官 今回の検討のステータスというのは、今日発表させていただいたものでございまして、御案内のとおり法制審議会、仮に改正するとすれば、当然そういうことになりましょうし、その中身にもよるわけでございます。それがいろいろな時点があり得て、法改正によらないとできないことなのかどうか。改正するとなると、どういう立法事実があるのかということがまずあります。

結局、変えたはいいけれども、余りよくならなかったというのでは、ただ言われたから変えるというのも、これまた知恵のないというか、芸のない話でございます。変えるからには、よくならなければいけない。そのためには、何がどう不足している、あるいは何がどう問題なのかということをきちんと詰めてやる必要があるというのが、我々の考えでございます。

○辻村会長 立法事実も検討中というお答えでよろしいですか。ありがとうございます。それでは、また機会があるかと思います。

次回は2月13日に小木曾先生と木村先生から、まさに刑事訴訟法と刑法のご専門の立場から本日に続けてご報告をいただきますので、今後の検討課題について、是非一緒に検討していただけますようによろしくお願いいたします。

本日は適切なご報告を2本いただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、時間をオーバーして恐縮でございすけれども、最後に資料4でございす。前回の議事録が刷り上がってきております。メールでも御意見をいただいておりますが、これにつまして内閣府のホームページで公表することについて、御異議ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○辻村会長 ありがとうございます。それでは、第60回の議事録につまして、速やかに公表させていただきます。

本日準備いたしました内容は以上でございす。

事務局から最後の御案内をお願いいたします。

○原暴力対策推進室長 次回ですけれども、先ほども辻村先生からお話がありましたが、2月13日15時から17時。場所は永田町合同庁舎の第1共用会議室となっております。小木曾先生と木村先生から御意見をいただく予定です。よろしくお願いいたします。

○辻村会長 ありがとうございました。それでは、これで第61回の専門調査会を終わらせていただきます。本日はどうもありがとうございました。